

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		転廃業助成金等に係る課税の特例
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税) (法人住民税、法人事業税：義（自動連動）) (地方税)
		② 上記以外の税目	(所得税：外) (国税) (住民税：外（自動連動） (地方税)
3	内容		<p>《制度の概要》</p> <p>法令の制定、条約その他の国際的約束の締結等が発生したことにより、事業の整備、その他の事業活動に対して制限がされ、営む事業の廃止又は転換をしなければならない法人（以下「廃止業者等」という。）が、国若しくは地方公共団体からの補助金の交付又は残存事業者の拠出による補償金（以下「転廃業助成金等」という。）を受けた場合に次の特例を適用することができる。</p> <p>① 廃止業者等の機械その他の減価償却資産の減価をうめるための費用に対応する部分（減価補填金）の金額の範囲内で帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p> <p>② 廃止業者等の営む事業の廃止又は転換を助成するための費用に対応する部分（転廃業助成金）の金額の全部又は一部に相当する金額をもって取得又は改良した固定資産について、その取得又は改良に充てた転廃業助成金に相当する金額の範囲内で帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p> <p>※ 廃止業者等：事業の整備その他の事業活動に関する制限につき、法令の制定、条約その他の国際約束の締結等があったことに伴い、その営む事業の廃止又は転換をしなければならないこととなる法人</p> <p>※ 転廃業助成金等：廃止業者等が交付を受けた、国若しくは地方公共団体の補助金又は残存事業者等の拠出した補償金であり、財務大臣が指定したもの</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 28 条の 3 ・ 第 67 条の 4 ・ 旧第 68 条の 102（令和 4 年 3 月 31 日まで） <ul style="list-style-type: none"> ：令和 2 年度税制改正における法人税法の一部改正により廃止（令和 4 年 4 月 1 日施行）

4	担当部局		水産庁 資源管理部 管理調整課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和4年7月～8月 分析対象期間：平成29年度～令和3年度
6	創設年度及び改正経緯		昭和47年度創設
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>減船等資源管理施策を通じた廃止業者の円滑な転廻業の実施により、健全な漁業経営者の確保及び資源の回復を図り、水産物の安定供給と水産業の健全な発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○水産基本計画（令和4年3月25日閣議決定） 第2のⅡの1 漁船漁業の構造改革等（抜粋）</p> <p>業界関係者と危機意識を共有しつつ、将来にわたって収益や乗組員の安定確保ができ、様々な国際規制等にも対応していくことができる経営体の育成・確立が求められる。このような経営体への体質強化を目指し、従来の操業モデルの変革を含め、操業の効率化・省力化、それを実現するための代船建造や海外市場を含めた販路の多様性の確保、さらに必要な場合は集約化も含め様々な改善方策を検討・展開していく。</p>
			<p>【大目標】</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の發揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>【中目標】</p> <p>水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>【政策分野】</p> <p>漁業経営の安定</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>当措置は減船事業（国際漁業再編対策事業等）による助成金の効果を最大限に發揮するための措置であり、それにより資源の回復及び漁業経営の安定を図るものである。</p> <p>なお、実施される減船事業等により目的が異なることや、資源変動の将来予測等は困難なため、数値目標の設定は行わない。</p>

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置により、減船事業等により支出された転廃業助成金について、課税の特例を受けることにより、減船事業者の円滑な転業及び廃業が行われることが期待される。このことにより、水産資源の回復及び残存漁業者の経営安定に寄与する。</p>																								
9 有効性等	① 適用数	<p>【適用数】</p> <p style="text-align: right;">単位：件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 29 年度 (実績)</th><th>平成 30 年度 (実績)</th><th>令和 元年度 (実績)</th><th>令和 2 年度 (実績)</th><th>令和 3 年度 (実績)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 水産庁 管理調整課調べ。</p> <p>※ 法人税、法人事業税及び法人住民税については同一件数。</p> <p>※ 適用数は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 198 回国会報告、第 201 回国会報告、第 204 回国会報告、第 208 回国会報告）の値は、様々な業種の合計であり水産業の件数を把握できないことから、上記の水産庁管理調整課調べを採用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年度～令和 3 年度において適用件数は 1 件と少ないものの、本措置は資源変動や国際規制の強化に対応するための救済措置であり、引き続き継続する必要がある。 ・ 本措置は減船事業等により転廃業助成金等を受けた全ての事業者を対象としており、対象者は偏っていない。 		平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績)	令和 3 年度 (実績)	法人税	0	0	0	0	1												
	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績)	令和 3 年度 (実績)																					
法人税	0	0	0	0	1																					
	② 適用額	<p>【適用額】</p> <p style="text-align: right;">単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 29 年度 (実績)</th><th>平成 30 年度 (実績)</th><th>令和 元年度 (実績)</th><th>令和 2 年度 (実績)</th><th>令和 3 年度 (実績)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減価補てん金の損金算入額</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>40,045,147</td></tr> <tr> <td>取得資産の圧縮記帳額</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>33,820,945</td></tr> <tr> <td>計</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>73,866,092</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 水産庁 管理調整課調べ。</p> <p>※ 適用額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 198 回国会報告、第 201 回国会報告、第 204 回国会報告、第 208 回国会報告）の値は様々な業種の合計であり水産業の件数を把握できないことから、上記の水産庁管理調整課調べを採用。</p>		平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績)	令和 3 年度 (実績)	減価補てん金の損金算入額	-	-	-	-	40,045,147	取得資産の圧縮記帳額	-	-	-	-	33,820,945	計	-	-	-	-	73,866,092
	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績)	令和 3 年度 (実績)																					
減価補てん金の損金算入額	-	-	-	-	40,045,147																					
取得資産の圧縮記帳額	-	-	-	-	33,820,945																					
計	-	-	-	-	73,866,092																					

③ 減収額	【減収額】					
		平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績)	令和 3 年度 (実績)
法人税	-	-	-	-	-	16,480,933
法人住民税	-	-	-	-	-	1,887,639
法人事業税	-	-	-	-	-	4,615,242
計	-	-	-	-	-	22,983,814

※ 水産庁 管理調整課調べ。
 ※ 減収額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 198 回国会報告、第 201 回国会報告、第 204 回国会報告、第 208 回国会報告）の値は、様々な業種の合計であり水産業の金額を把握できないことから、上記の水産庁管理調整課調べを採用。

【法人税】
 (減収額算出根拠)

$$(圧縮記帳額) \times (法人税率) = (\text{減収額})$$

$$8,000,000 \text{ 円} \times 15\% = 1,200,000 \text{ 円} \cdots ①$$

$$65,866,092 \text{ 円} \times 23.2\% = 15,280,933 \text{ 円} \cdots ②$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = 16,480,933 \text{ 円}$$
 ※ 適用者が中小企業のため、800 万円まで軽減税率を適用

【法人住民税】
 (減収額算出根拠)

$$(法人税割額) \times (均等割額) = (\text{減収額})$$

$$1,681,639 \text{ 円} \times 206,000 \text{ 円} = 1,887,639 \text{ 円}$$

ア 法人税割

$$(法人税額) \times (税率) = (\text{法人税割額})$$
 都道府県民税 16,480,933 円 × 1.8% = 296,656 円
 市町村民税 16,480,933 円 × 8.4% = 1,384,983 円

$$296,656 \text{ 円} + 1,384,983 \text{ 円} = 1,681,639 \text{ 円}$$

イ 均等割
 都道府県民税 50,000 円（資本金 1 千万円を越え 1 億円以下）
 市町村民税 156,000 円（資本金 1 千万円を越え 1 億円以下
 かつ従業員 50 人以下）

$$50,000 \text{ 円} + 156,000 \text{ 円} = 206,000 \text{ 円}$$

		<p>【法人事業税】 (減収額算出根拠)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td></td><td>所得</td><td>×</td><td>法人事業税率</td><td>=</td><td>法人事業税</td></tr> <tr> <td>年 400 万円以下 の所得 :</td><td>4,000,000 円</td><td>×</td><td>3.5%</td><td>=</td><td>140,000 円</td></tr> <tr> <td>年 400 万円超～ 年 800 万円以下 の所得 :</td><td>4,000,000 円</td><td>×</td><td>5.3%</td><td>=</td><td>212,000 円</td></tr> <tr> <td>年 800 万円超 の所得 :</td><td>60,903,466 円</td><td>×</td><td>7.0%</td><td>=</td><td>4,263,242 円</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(減収額計) 140,000 円 + 212,000 円 + 4,263,242 円 = 4,615,242 円</p> <p>※ 法人事業税は損金に算入できることから、損金算入した後の本特例措置に係る減収額を算出するため、損金算入後の所得を試算</p> <p style="text-align: center;">(所得) × (税率)</p> <p style="text-align: center;">4,000,000 円 × 3.5% = 140,000 円 4,000,000 円 × 5.3% = 212,000 円 65,866,092 円 × 7.0% = 4,610,626 円 140,000 円 + 212,000 円 + 4,610,626 円 = 4,962,626 円</p> <p style="text-align: center;">(本特例措置の対象事業費) - (法人事業税減収額) 73,866,092 円 - 4,962,626 = 68,903,466 円</p>		所得	×	法人事業税率	=	法人事業税	年 400 万円以下 の所得 :	4,000,000 円	×	3.5%	=	140,000 円	年 400 万円超～ 年 800 万円以下 の所得 :	4,000,000 円	×	5.3%	=	212,000 円	年 800 万円超 の所得 :	60,903,466 円	×	7.0%	=	4,263,242 円
	所得	×	法人事業税率	=	法人事業税																					
年 400 万円以下 の所得 :	4,000,000 円	×	3.5%	=	140,000 円																					
年 400 万円超～ 年 800 万円以下 の所得 :	4,000,000 円	×	5.3%	=	212,000 円																					
年 800 万円超 の所得 :	60,903,466 円	×	7.0%	=	4,263,242 円																					
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>本特例措置を活用することで、漁業者の事業転業等が円滑に実施され、資源管理のための国際規制等の遵守につながり、水産資源の回復及び残存漁業者の経営安定に寄与することができる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>事業転業等が円滑に実施されることによる当該実施海域における操業隻数の減少等に伴い、様々な資源の管理・維持に貢献することができる。</p>																								
	⑤ 税収減を是認する理由等	国際約束の確実な履行により、国際的な資源管理に貢献するとともに、国際交渉における我が国全体の信頼・発進力を維持できることから、転廃業助成金に係る課税の特例措置は必要。																								
10 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国際的な規制の強化や資源の減少に伴って漁業の構造改革を進めるためには、一定の漁業者に漁業から撤退してもらう必要があり、その際に支払う補助金について、特例措置が受けられないとなると、減船が進まなくなる可能性があることから、必要な措置である（法人税法においても、国庫補助金等による固定資産取得にかかる課税の特例は設けられている）。</p> <p>また、本措置の適用は、資源管理等を確実に履行するための直接的な手段に対する助成であり、補助金とともに本特例措置を実施することにより最大限の効果を発揮するものであることから、</p>																								

		他に代替手段はなく妥当なものである。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本措置は減船事業等により交付された補助金が課税により減額されることのないよう、当該補助金を損金に算入できるようにする措置であり、補助金と本特例措置はお互いを補完し合って、最大限の効果を発揮するものである。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置の適用により、地方公共団体に直接的な協力を求めるものでは無いが、減船事業等においては、不要漁船の簿価上の資産価値相当額に対する3分の1の助成を任意で実施しているところである。本事業の円滑な実施により、地域経済・漁業等の振興及び地域の発展に貢献しているところである。
11	有識者の見解	—
12	評価結果の反映の方向性	引き続き継続する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 29 年度